

児童虐待の防止等に関する政策評価

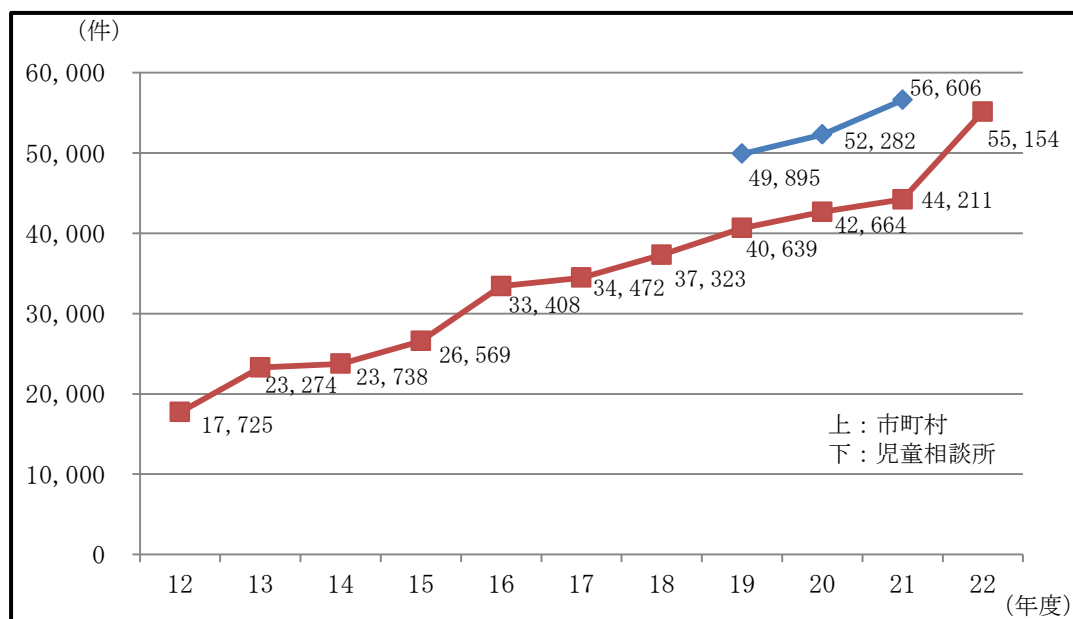
[資料]

図表①

児童虐待の防止等に関する政策の体系

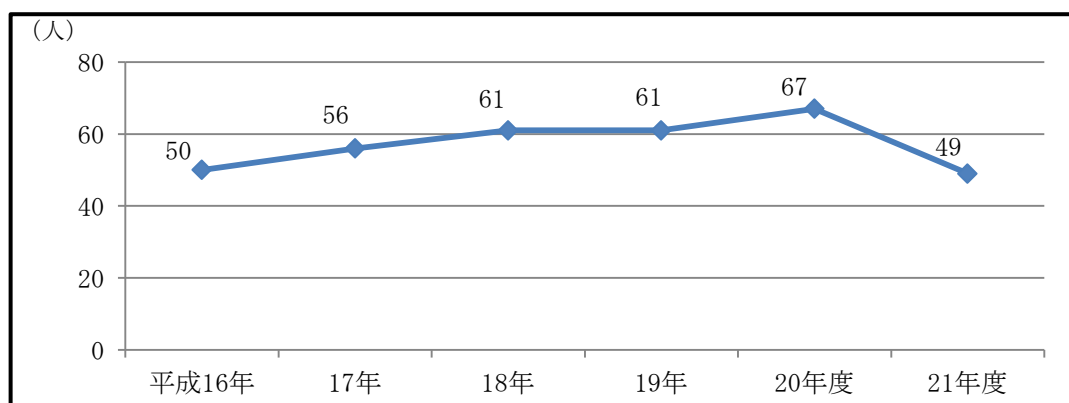


図表② 児童相談所及び市町村における虐待対応件数の推移



- (注) 1 福祉行政報告例（厚生労働省）に基づき当省が作成した。
 2 平成22年度は、宮城県、福島県及び仙台市の件数を除いたものである。

図表③ 児童虐待による死亡児童数の推移



- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。
 2 心中による死亡児童数は除いた件数である。
 3 平成16年から19年分については暦年、20年度分及び21年度分については年度で集計した件数である。

図表④ 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施状況（平成22年7月1日現在）
（単位：市町村、%）

区 分		養育支援訪問事業		計
		実施	未実施	
乳児家庭全戸訪問事業	実施	1,001(57.2)	560(32.0)	1,561(89.2)
	未実施	40(2.3)	149(8.5)	189(10.8)
計		1,041(59.5)	709(40.5)	1,750(100)

（注） 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

図表⑤ 乳児家庭全戸訪問事業の訪問率（平成21年度）
（単位：市町村、%）

訪問率	30%台	40%台	50%台	60%台	70%台	80%台	90%台	100%	計
市町村数 (割合)	2 (0.3)	4 (0.6)	14 (2.1)	22 (3.4)	39 (5.9)	128 (19.5)	251 (38.3)	196 (29.9)	656 (100)
			81(12.3)						

- （注） 1 当省の調査結果による。
2 ()内は全体に占める割合である。
3 訪問率は、家庭訪問数/対象全家庭数で計算した。

図表⑥ 平成21年度から乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施した20市町村における児童虐待相談対応件数の増減（20年度と21年度を比較）
（単位：市町村、%）

区 分	増加	変化なし	減少	計
0～3歳未満児童の児童虐待相談対応件数	6(30.0)	5(25.0)	9(45.0)	20(100)
3～18歳未満児童の児童虐待相談対応件数	12(60.0)	3(15.0)	5(25.0)	20(100)
3～学齢前児童の児童虐待相談対応件数	10(50.0)	3(15.0)	7(35.0)	20(100)
就学後の児童の児童虐待相談対応件数	11(55.0)	3(15.0)	6(30.0)	20(100)

- （注） 1 当省の調査結果による。
2 地域子育て支援拠点事業を平成20年度から21年度にかけて引き続き実施している市町村について分析した。

図表⑦ 被虐待者の年齢別児童虐待相談対応件数（児童相談所）
（単位：件、%）

区分 年度	0～ 3歳未満	3歳～ 学齢前児童	小学生	中学生	高校生 ・その他	総 数
平成19	7,422(18.3)	9,727(23.9)	15,499(38.1)	5,889(14.5)	2,102(5.2)	40,639(100)
20	7,728(18.1)	10,211(23.9)	15,814(37.1)	6,261(14.7)	2,650(6.2)	42,664(100)
21	8,078(18.3)	10,477(23.7)	16,623(37.6)	6,501(14.7)	2,532(5.7)	44,211(100)

（注） 福祉行政報告例（厚生労働省）に基づき当省において作成した。

図表⑧ 被虐待者の年齢別児童虐待相談対応件数（市町村）
（単位：件、%）

区分 年度	0～ 3歳未満	3歳～ 学齢前児童	小学生	中学生	高校生 ・その他	総 数
平成19	10,744(21.5)	14,182(28.4)	17,854(35.8)	5,552(11.1)	1,563(3.1)	49,895(100)
20	11,451(21.9)	14,637(28.0)	18,723(35.8)	5,732(11.0)	1,739(3.3)	52,282(100)
21	12,280(21.7)	15,981(28.2)	20,268(35.8)	6,220(11.0)	1,857(3.3)	56,606(100)

（注） 福祉行政報告例（厚生労働省）に基づき当省において作成した。

図表⑨ 児童相談所における児童虐待事例の初期アセスメント段階と年度末現在での児童虐待の程度の比較

(単位：か所、件、%)

区 分	児童相談所数	初期アセスメント段階と年度末現在での比較			総件数
		改善	変化なし	悪化	
平成 19 年度	31	1,746(66.5)	835(31.8)	45(1.7)	2,626(100)
20 年度	32	1,793(66.8)	850(31.7)	41(1.5)	2,684(100)
21 年度	33	2,171(70.9)	847(27.7)	44(1.4)	3,062(100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 児童相談所数は、調査対象 40 児童相談所のうち、児童虐待の程度の比較ができた児童相談所数である。
 3 総件数については、調査した児童相談所で平成 19 年度から 21 年度までに受け付けた児童虐待事例の中から、児童相談所ごとに各年度 100 件（100 件に満たない場合は全件）抽出した件数である。
 4 事例として抽出したもののうち、改善状況が不明なものは除いている。

図表⑩ 市町村における児童虐待事例の初期アセスメント段階と年度末時現在での児童虐待の程度の比較

(単位：市町村、件、%)

区 分	市町村数	初期アセスメント段階と年度末現在での比較			総件数
		改善	変化なし	悪化	
平成 19 年度	28	711(53.3)	602(45.1)	22(1.6)	1,335(100)
20 年度	30	818(49.5)	793(47.9)	43(2.6)	1,654(100)
21 年度	34	810(44.0)	983(53.4)	48(2.6)	1,841(100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 市町村数は、調査対象 39 市町村のうち、児童虐待の程度の比較ができた市町村数である。
 3 総件数については、調査した市町村で平成 19 年度から 21 年度までに受け付けた児童虐待事例の中から、市町村ごとに各年度 100 件（100 件に満たない場合は全件）抽出した数である。
 4 事例として抽出したもののうち、改善状況が不明なものは除いている。

図表⑪ 児童相談所における児童虐待事例の再発状況

(単位：か所、件、%)

区 分	児童相談所数	総件数	再発件数（再発率）
平成 19 年度	31	2,823(100)	269(9.5)
20 年度	31	2,974(100)	272(9.1)
21 年度	36	3,322(100)	166(5.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 児童相談所数は、調査対象 40 児童相談所のうち再発状況が把握できた児童相談所数である。
 3 総件数については、調査した児童相談所で平成 19 年度から 21 年度までに受け付けた児童虐待事例の中から、児童相談所ごとに各年度 100 件（100 件に満たない場合は全件）抽出した件数である。
 4 再発件数は、当該年度に児童虐待相談を受け付け、平成 21 年度末までに再発したものの件数である。また、事例として抽出したもののうち、再発状況が不明なものは除いている。

図表⑫ 市町村における児童虐待事例の再発状況

(単位：市町村、件、%)

区 分	市町村数	総件数	再発件数 (再発率)
平成 19 年度	30	1,678 (100)	70 (4.2)
20 年度	31	2,015 (100)	82 (4.1)
21 年度	35	2,165 (100)	80 (3.7)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 市町村数は、調査対象 39 市町村のうち再発状況が把握できた数である。
 3 総件数については、調査した市町村で平成 19 年度から 21 年度までに受け付けた児童虐待事例の中から、市町村ごとに各年度 100 件 (100 件に満たない場合は全件) 抽出した数である。
 4 再発件数は、当該年度に児童虐待相談を受け付け、平成 21 年度末までに再発したものの件数である。また、事例として抽出したもののうち、再発状況が不明なものは除いている。

図表⑬ 悪化事例の主な原因

(単位：件、%)

悪化の主な理由	児童相談所	市町村	計
保護者が援助に拒否的である等保護者の養育態度が改善されなかった	78 (70.3)	42 (66.7)	120 (69.0)
アセスメントやそれに基づく援助が不十分	16 (14.4)	13 (20.6)	29 (16.7)
その他 (子どもの非行の悪化、宗教上の考えの違いなど)	17 (15.3)	8 (12.7)	25 (14.4)
計	111 (100)	63 (100)	174 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による (悪化事例件数は、平成 21 年度末から遡って原則直近の 5 事例を児童相談所及び市町村ごとに抽出)。
 2 割合については、四捨五入による表記のため、合計が 100 にならない場合がある。

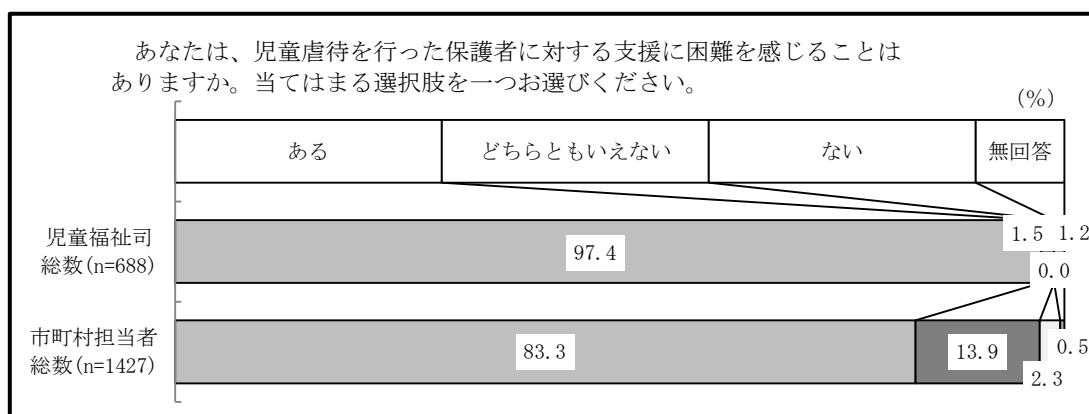
図表⑭ 再発事例の主な原因

(単位：件、%)

再発の主な理由	児童相談所	市町村	計
状況が改善されたとして対応を終了等の判断をしたものの、養育態度が改善されていなかった	36 (73.5)	13 (59.1)	49 (69.0)
アセスメントやそれに基づく援助が不十分	7 (14.3)	8 (36.4)	15 (21.1)
その他 (子どもの非行の悪化、宗教上の考えの違いなど)	6 (12.2)	1 (4.5)	7 (9.9)
計	49 (100)	22 (100)	71 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による (再発事例件数は、平成 21 年度末から遡って原則直近の 5 事例を児童相談所及び市町村ごとに抽出)。
 2 割合については、四捨五入による表記のため、合計が 100 にならない場合がある。

図表⑮ 保護者に対する支援に困難を感じることはあるか



- (注) 1 当省の意識等調査結果による。
 2 割合については、四捨五入による表記のため、合計が100にならない場合がある。

図表⑯ 保護者に対する援助が困難と感じる理由 (複数回答、主なもの)

(単位：%)

区 分	児童福祉司 (n=669)	市町村担当者 (n=1,188)
虐待を認識しない保護者への対処など難しい事例が少ないから	84.3	84.3
人員配置に余裕がなく、保護者に対してきめ細かなケアを行う時間がないから	65.5	38.8
保護者に対する指導プログラムが確立されていないから	48.4	54.2
家族の再統合のためのプログラムが確立されていないから	25.3	—
人事異動が多く、継続的な対応が困難だから	17.2	18.0
経験の長いベテランの者が少なく、相談できる相手がいないから	11.4	21.0

(注) 当省の意識等調査結果による。

図表⑰ 援助指針等決定時のアセスメントシートの利用状況と悪化率 (平成21年度)

(単位：か所、市町村、%)

アセスメントシートの利用状況	児童相談所		市町村	
	児童相談所数	悪化率	市町村数	悪化率
利 用	19	0.9	14	2.1
未利用	14	2.1	20	3.0

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 児童相談所数及び市町村数は、アセスメントシートの利用状況及び悪化率の両方が把握できた機関の数である。

図表⑱ 対応終了時のアセスメントシートの利用状況と再発率
(平成 21 年度)

(単位：か所、市町村、%)

アセスメントシートの利用状況	児童相談所		市町村	
	児童相談所数	再発率	市町村数	再発率
利用	12	3.3	3	0.0
未利用	24	5.8	32	4.2

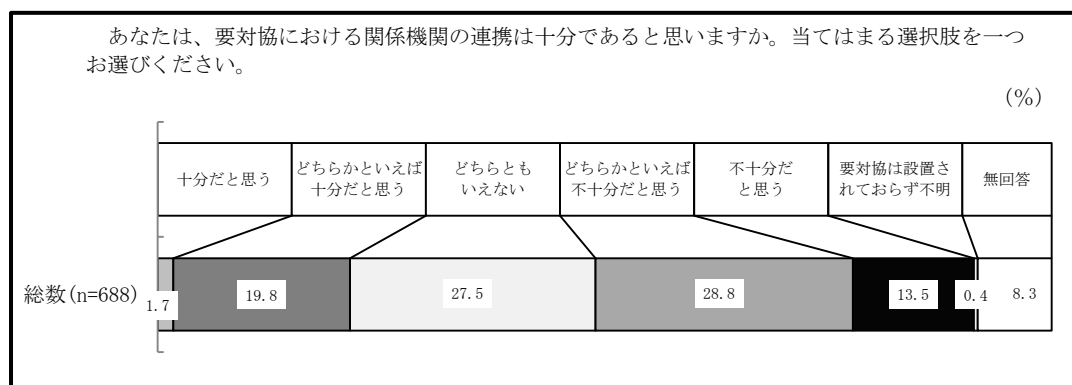
- (注) 1 当省の調査結果による。
2 児童相談所数及び市町村数は、アセスメントシートの利用状況及び再発率の両方が把握できた機関の数である。

図表⑲ 要保護児童対策地域協議会会議未開催市町村と児童虐待相談対応件数
(単位：市町村、%)

区 分	合 計	児童虐待相談対応件数			
		1 件以上 10 件未満	10 件以上 50 件未満	50 件以上 100 件未満	100 件以上
「個」及び「実」未開催市町村数	13(100)	11(84.6)	2(15.4)	0(0.0)	0(0.0)
「個」未開催市町村数	11(100)	10(90.9)	1(9.1)	0(0.0)	0(0.0)
「実」未開催市町村数	64(100)	45(70.3)	16(25.0)	2(3.1)	1(1.6)
計	88	66	19	2	1

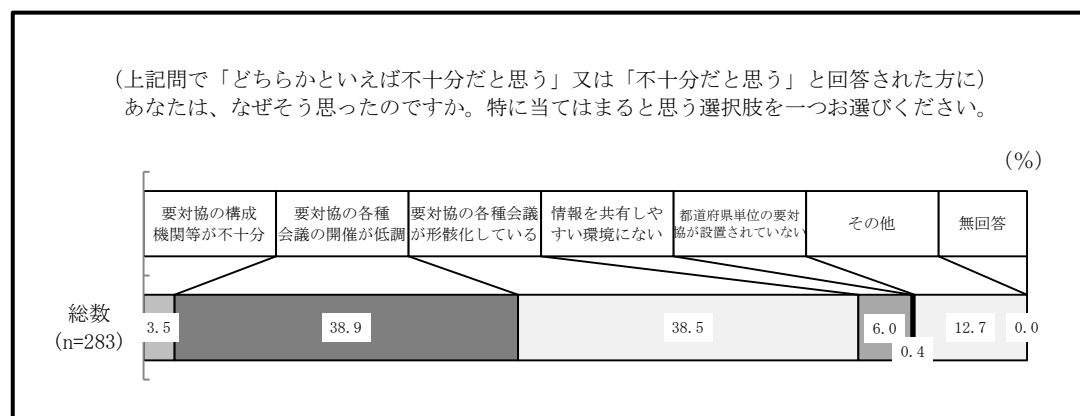
- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「個」は「個別ケース検討会議」、「実」は「実務者会議」を表す。

図表⑳ 要対協における関係機関の連携（児童福祉司）



(注) 当省の意識等調査結果による。

図表㉑ 要対協における連携が不十分な理由（児童福祉司）



(注) 当省の意識等調査結果による。